

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会

発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫

2012年7月10日発行・No.16

震災対策特別号

原発賠償請求(その2)

消滅時効とは

県内避難者の集い

特 集

東電への損害賠償請求について(その2) –被害者はどうやって損害額を証明すればよいのか–

本紙14号で「ADR」手続きに関する特集を組んだ際、「損害を被ったこととその損害額、原発事故と損害の間の因果関係があることは被害者ご自身で、証拠を提出したりして、明らかにしなければなりません」と記載した。しかし、この「明らかにする」ということは、口で言うほど簡単ではない。被害者自身で損害や因果関係を証明するにはどうすればよいのだろうか。今号では、その点について触れてみたい。

なお、事例及び手紙は解りやすく説明するために、類似のケースに基づき本紙用に創作されたものです。

事例 「二重生活・人権侵害」

借上住宅に住むAさんから、次のような手紙が届きました。

「私たちは、夫41歳、私は39歳、12歳の娘と10歳の息子の4人家族です。原発から20キロ圏に分譲住宅を購入して暮らしていました。原発事故の直後、行き先も分からぬままバスに乗って、甲県乙町の一時避難所に身を寄せ、昨年6月には甲県丙市内の借り上げ住宅に入居しました。現在、娘は丙市内の中学校に、息子は同じく小学校に通っています。

夫は勤務先会社より、戻って働いて欲しいと言われ、住宅ローンの支払いをする必要もあるため、7月から仮設住宅に単身で入居し、以前より働いていた会社に通っており、二重生活を余儀なくされております。

私は避難してからも福島ナンバーの軽自動車に乗っていたのですが、あるときひどく傷つけられてしまいました。私はそのことにとてもショックを受け、しばらくの間、外出することもできないほど心身ともにおかしくなってしまいました。悩んだ末、夫と相談して軽自動車のナンバーを避難先のナンバーに変更し、修理して乗っています。

原発事故さえなければ、家族がバラバラになることもなく、子どもたちも慣れ親しんだ環境で育つことができたはずです。また、車を傷つけるという形で、原発事故の被害者に対する

る差別や偏見があることを実感させられ、恐くて家に閉じこもっているような目にあうこともなかつたはずです。

東京電力は、慰謝料を一律に決めていますが、私たち家族のようにバラバラになつたり、車を傷つけられたり、恐怖で外に出られなくなるような経験をしている人も、そうでない人も全部同じというのはおかしいと思います。原発事故で苦しい思いをしている人はたくさんいます。東電が示した慰謝料の額に納得できない場合にどうしたらよいのか、教えてもらえないでしょうか。」

相談員からのアドバイス

民事訴訟法第179条では「当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない」と規定しています。裏を返せば、訴訟で証明しなければならないことは相手方が知らないこと、又は、認めようとしない事実、ということになります。

事実関係を証明する際、契約書等の書面があればそれを提出すればよいのですが、現実には証拠となる書面などが、もともと存在しない場合もあります。その場合どうようにするかが問題となります。

具体的には、Aさんが置かれていた状況のなかに、証明するための資料がないか、また、証明してくれる証人がいないか等を検討する必要が出てきます。Aさんの生活状況等を丁寧に振り返り、そこから証拠となるものを探し出していくことが必要になると思われます。

1、Aさんの手紙からわかるまとめのまとめ

Aさんの家族構成

4人暮らし 夫（41才・会社員） A（39才） 娘（12才・中学生） 息子（10才・小学生）
分譲住宅を住宅ローン利用で購入

Aさん家族の事故後の生活状況

2011.3.11 東電福島原発事故発生
3.12 20キロ圏内避難指示
甲県乙町内の一時避難所
6月 丙市内の借上げ住宅入居
7月 夫、単身仮設住宅入居（仕事・住宅ローン返済のため。二重生活はじまる）
自動車を傷つけられる（ショックを受け外出できなくなる）

2、Aさんとの面談と相談員の分析（家族の生活状況と精神的苦痛）

司 福島県内のどちらから甲県へ避難してきたのでしょうか？

A 原発から20キロ圏内から避難してきました。原発事故発生直後、行き先も分からずそのままバスに乗って、着いたところが甲県乙町の一次避難所となっている旅館でした。

司 今現在は、丙市内にある、こちらの借上住宅に入居しているのですね。

A はい、昨年の6月からこちらの住宅に住んでいます。

司 ご家族みなさんで生活しているのですか？

A 私と子供二人、中学生になる娘と小学5年の息子と三人で暮らしています。

司 ご主人は、単身で福島に戻られているのですね？

A 当初は、家族全員でこちらに避難してきたのですが、夫は昨年の7月から一人で福島に戻り、いまは仮設住宅に入居し会社に通っています。昨年の5月頃、夫の勤務先から福島県内の仕事に戻ってほしいと要望があり、原発事故の問題や放射能の影響など不安もありましたが、現実問題として家族4人生きていかなければなりませんし、何よりも住宅ローンの支払いがせまっていたので、やむを得ず夫だけ福島に戻ることになりました。

司 仕事の関係上、また経済的な不安から、やむを得ずご主人ひとりで福島に戻られたということですね。

A 主人は今年41歳になりますし、今から再就職ということは年齢的にかなり厳しいと思います。私と子供も一緒に福島に戻ることを考えたのですが、子供たちへの将来的な放射能の影響を考えると、原発の問題がある程度落ち着つくまでは、このまま甲県に留まっていたほうが良いという結論になり、このような選択をしました。

司 原発事故後発生前から、ご主人は会社にお勤めだったのですか？ Aさんも何かお仕事をなさっていましたか？

A 夫は、福島で自宅から職場まで車で30分ほどのところにある会社に勤務し、私も、多少なりとも家計の手助けとなればと、週に4日ほどパートに出て働いていました。子どもたちも地元の学校に通い、家族全員健康で特に大きな問題もなく平凡に暮らしていました。5年ほど前に一戸建ての住宅を購入して、さあこれから頑張らなくてはと思っていた矢先のことでしたので、この先どのように生きていけばいいのか、いまだに見当がつきません。

司 お子さんたちも、突然の生活の変化に不安を抱えているのではないですか？

A 子供たちは口には出しませんが、ずいぶんと我慢をしているところがあるようです。娘と息子はそれぞれ地元の中学校と小学校に通っていますが、授業の進め方の違いなどもあるようですし、今後、勉強についていけるかどうか心配です。私たちの苗字はこちらでは珍しいようで、そういう面でも少し肩身の狭い思いをしているようです。それより何よりも、父親と離ればなれに暮らしていることでの精神的に与える負担がかなり大きいと思います。

司 ご主人は、お休みの日には福島からこちらにやって来られるのですか？

A 夫は、福島に戻った直後は、週に一度の休みごとに車でこちらまでやってきておりましたが、次第にそれが月1回となり、最近では2か月に1回くらいしか顔を見せてくれません。福島からは高速を使っても片道4時間くらいかかるようですし、仕事の方も忙しく、また、仮設住宅から職場まで1時間以上もかけて通っていることもあり、一人暮

らしで大分疲労がたまっているようですから、それもやむを得ないと思っています。
司 ご家族がばらばらに暮らすことで、経済的にもかなり負担が生じているのではないですか？

A こちらの甲県での家賃は、無料で借りていますが、やはり、食費などの負担は夫が福島に戻ってからは増えています。経済的なこともそうですが、それ以上に家族が別々に暮らすことの精神的なダメージの方が大きいと思います。子供たちは口には出しませんが、ずいぶんと我慢をしているところがあるようです。

相談員の分析

ここまで面談でAさんは二重生活になった経緯及びその生活の不安を訴えています。二重生活に伴う賠償請求をする場合、生活費等の増大にともなう損失額及び精神的不安、苦痛に対する慰謝料等が考えられます。この場合のAさんが用意できるものとしてどのようなものが考えられるか。以下のように時系列的に簡単にまとめました。

日 時	出 来 事	証 明 方 法
2011.3.12	東電福島原発事故発生	
2011.3.13	20キロ圏内避難指示 甲県乙町内の一時避難所	住民票、不動産全部事項証明書
6月	丙市内の借上げ住宅入居	借り上げ住宅に住んでいる事の証明書類
7月	夫、単身仮設住宅入居 仕事（通勤時間1時間以上）	仮設住宅に住んでいる事の証明書類 給与明細
	住宅ローン返済のため 二重生活はじまる	不動産全部事項証明書、融資残高証明書 家計簿、水道光熱費等の請求書 公共交通機関の料金表
	自動車を傷つけられる ショックを受け外出できなくなる	

3、Aさんとの面談と相談員の分析（人権侵害）

司 こちらでの生活はいかがですか？

A そうですね、地域の方などには本当によくしていただいているのですが、福島と甲県では若干方言が異なるようですし、言葉や環境の違いに戸惑うことが多い……。でも、子供たちも慣れない環境のなか、わがままひとつ言わず頑張っているので、私自身も元気にやっていきたいのですが、ただ、事故直後しばらくすると放射能汚染の影響などがマスコミで取り上げられるようになってから、何かと福島県から来たということで明らかに差別されているような対応を受けたことが何度かありました。それが原因で外出をするのが苦痛になってきてしまって。しばらくは家の中にこもりがちになってしまい

ました。

司 福島県から来たということで、何か差別的な扱いを受けられたのですか？

A 実は、私が乗っている福島ナンバーの車がいたずらされ傷つけられたことがあります。

司 それはいつのことですか？

A 昨年の9月12日のことです。

司 当時の状況を詳しく教えていただけませんか？

A 今住んでいるところの近くにスーパーがないものですから、食料品などはいつも車で20分くらいのところにあるスーパーに買い物に出かけています。その日は、午後7時ごろにそのスーパーへ車で出かけたのですが、買い物を終えて車に戻ってくると、車のボンネットから運転席とその後部座席側のドアのところにかけて、なにか鋭利なもので傷つけられていきました。それを見て一瞬ぞっとしましたが、その前から原発の放射能汚染の問題などが、頻繁にマスコミで取り上げられるようになっていたころだったので、私の自動車が福島ナンバー、それだけで傷つけられたと思います。

司 それは大変辛い思いをされましたね。

A ええ、車の傷は修理すれば直りますから特に問題ないのですけれど…その直後はショックから、食事もしばらくはまともに喉を通らず、外出をすることもできなかつたぐらい心身ともにおかしくなりました。夜眠れない日々が続きましたので、お医者さんにかかり、安定剤を処方してもらい、いまは少しずつ眠れるようになってきました。いまも一か月に1度は通ってお薬をもらっています。

司 そうですか、薬を飲まないと眠りにつけないのでは、体も辛いでしょう。

A 健康だけがとりえだったのに、こんなことになってしまい、子供たちにも申し訳ない気持ちでいっぱいです。いまでも精神的に不安定ですし、ただ、外出をせずには生活できませんので、外に出るときなどは今でもおびえながらになってしまいます。

司 車は修理したのですか？費用もかかったのではないですか。

A 車両保険に入っていたいなかったので、しばらくは修理しようかどうか悩んだのですが、傷を見るとまた当時のことを思い出してしまって、なので、それからしばらくして修理しました。かなりの負担になってしまいましたが、修理費用は20万円かかりました。それから、夫と相談して軽自動車の車両ナンバーをすぐに福島から甲県に変更しました。まさか車の ナンバーでいたずらされるなど、想像もしなかったので。

司 経済的にも苦しいなか、大変な出費になってしまいましたね。

A お金のこともそうですが、それ以上に福島県から来たという理由だけで、いたずらされたり白い目で見られたりする精神的な苦痛のほうが大きいです。家族もばらばらになってしまって住み慣れた土地を離れ、慣れない土地で暮らさなければならなくなつて、私たち家族にはなんの落ち度もないのに。そういう目に見えない損害を東電に請求することはできないのですか？私たちのような家族は他にもたくさんいると思いますが、どのように東電に請求したらいいのか…。

相談員の分析

二重生活に続き、Aさんは放射能汚染に伴う周囲の偏見や自動車を傷つけられ精神的苦痛を訴えています。法務省のホームページをみると平成23年度中の「人権侵犯事件」の状況について（概要）の「東日本大震災に関する法務省の人権擁護機関の取組状況について」をみると、避難生活で周囲から人権侵害を受けたと見られる事例が取り上げられています。Aさんの事例は決して特殊な事例ではないようです。自動車を傷つけられたりした周囲の嫌がらせは東電以外に加害者がいます。しかし、東電の原発事故による放射能汚染、避難生活がなければ無かったのではないかでしょうか。その意味では東電が賠償してしかるべきものと思われます。以下に時系列的にまとめてみました。

日 時	出 来 事	証 明 方 法
2011.3.14	東電福島原発事故発生	
2011.3.15	20キロ圏内避難指示 甲県乙町内の一時避難所 マスコミ等で放射能汚染が 報道されるようになる。	Aさんが体験した事実を証明するもの 日記、メモ、ノート、証人等
6月	丙市内の借上げ住宅入居 この頃より、周囲の目を気にする ようになる	
7月	夫、単身仮設住宅入居 仕事（通勤時間1時間以上） 住宅ローン返済のため 二重生活はじまる	
9.12	自動車を傷つけられる ショックを受け外出できなくなり 通院するようになる 自動車のナンバーを交換	修理代金の領収書 陳述書 医師の診断書、領収書 ナンバー交換手続き費用の領収書

4、損害をどうやって証明するのか？

上記の時系列をまとめた表の中には「証明方法」という欄があります。そこに「診断書」とか「領収書」とか具体例を挙げました。これは、例えば「嫌がらせにより精神的な障害を負った」ことを証明するには「医師の診断書」などが証明方法として考えられる、という意味です。

しかし、裁判やADRなどで、ものごとを証明する際には、ここで具体的に挙げたものすべてを必要とするわけではありません。また、他のものでは駄目という意味でもありません。重要なことは、裁判官などに対し、実際にAさんが主張するような事実があったのではない

か、との心証を持ってもらうことです。ですからここで挙げた具体例は、あくまでも一例で、実際には事例によって変わってきます。

次に、今度は逆方向から、つまり具体的な証明方法から、どういう事実が証明されるのかを考えてみましょう。下の表にまとめてみました。

証明方法	証明する内容
①住民票・不動産全部事項証明書	原発事故以前は20キロ圏内に不動産を所有し、居住していた事実
②借り上げ住宅、仮設住宅に居住している事の証明書類	夫婦別々に暮らしている事実
③給与明細、不動産登記簿謄本、融資残高証明書	仕事、住宅ローンの返済のため単身仮設住宅に住んでいる事実
④家計簿、水道光熱費の請求明細	二重生活で家計の負担が増している事実とその金額
⑤公共交通機関の料金表	夫が家族会うためにかかる経費
⑥日記、メモ、ノート、証人陳述書等	Aさんが放射能汚染報道された以降周囲の目を気にするようになり、それが原因で精神的障害を負った事実
⑦修理代金の領収書	自動車を傷つけられた事実と修理代金額
⑧医師の診断書、領収書	精神的障害を負った事実と医療費
⑨ナンバー交換手続き費用の領収書	放射能汚染が原因で自動車を傷つけられたと思いナンバーを交換した事実とその費用

5、陳述書の活用について

Aさんが訴えている周囲の目、偏見及び精神的苦痛については医師の診断書以外に証拠となる書類を見つけることが難しいと思われます。しかし、医師の診断書だけではAさんが受けた苦痛や日常の様子については語り尽くせません。そのように公的な文書などで証明が難しい場合、陳述書を活用するのも一つの方法です。

例えば、Aさんが自分の体験した事実を証明するためにはAさん自身が書いた日記やメモ。また、Aさんに起こったことを知っている第3者の陳述書を証拠として提出することができます。こういった文書を作成するには、自分に起こったことを書き止めること、そして、周囲の人と会話し自分の境遇を知って貰うことが非常に大事なります。陳述書がどんなもの知っていただくため、例としてAさんのお姉さんの陳述書を次頁に掲載しましたので参考にして下さい。（Aさんがその境遇を姉に相談していたと仮定して作成しています。）

陳述書

平成24年7月10日

○○地方裁判所 御中

陳述人 住 所 ○○市○○町123番地
氏 名 B (印)

私は、原告の姉で、○○県○○市に住んでいます。私たちは二人姉妹で、それぞれ結婚した後も時々、電話やメールなどで近況を伝え合い、また、互いの家を行き来するなどしておりました。私は、原発事故後、原告の様子がどのように変わったのかについて下記のとおり陳述いたします。

原発事故が起きてから、原発の近くに住む原告は避難生活を余儀なくされましたので、私は原告のことがとても心配でした。それで、メールや電話で原告と連絡をとっては無事を確認していました。

避難生活している頃は、原告が心配しなくても大丈夫だと言うことが多かつたので、それ以上のことは言いませんでした。しかし、その後、借り上げ住宅に入居した頃から、原告の声に張りがなくなっていました。訳を聞くと、家族4人でとゆっくり時間を過ごせず、夫婦の会話もままならないと、悩んでいる様子でした。また、放射能の風評被害に関するニュースが流れるようになってから、周囲から見られているように感じると話すようになりました。そんなとき、原告の車が何者かに傷つけられました。原告は、車の傷を修理し、車のナンバーを福島県から○○県に登録変更しましたが、ショックで外出することが恐怖になり家に閉じこもりがちになっていきました。原告は、夜眠れない、放射能汚染のことや自分たちの将来のことが不安だと私に訴えるようになりました。私は原告に、医者に行くことを勧め、その後、医者から安定剤を処方されからは徐々に少しずつ休めるようになってきました。しかし、今でも原告の苦悩は続いているし、精神的に不安定な状態に変わりありません。被告が原告に与えたダメージは深く大きいと思います。

以上

消滅時効って何だろう？

損害賠償は事故発生から3年以内に請求が原則

東日本大震災の発生から1年が経過し、政府が不動産の賠償基準を発表するなど、福島第一原子力発電所事故による東京電力に対する損害賠償請求も本格化してきた。一方、被災者の中には、請求方法の複雑さなどを理由に、まだ一度も請求をしていない人も多くいるだろう。損害賠償はいつまでにすればいいのか。請求権が消滅してしまう「消滅時効」の問題を検討してみた。

Q 原発事故による損害賠償請求権とは？

A 原発事故の損害賠償請求は、「原子力損害の賠償に関する法律」（以下、「原賠法」といいます。）により、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」と定められ、原子力事業者は、違法性や故意、過失を問われることなく損害賠償責任を負います（無過失責任）。今回の原発事故においては、原子力事業者は東京電力ですので、東京電力が損害賠償をする義務を負います。

また、原賠法では、国や、原発を製造したメーカーなど原子力事業者以外の者は、損害賠償義務を負わないと規定されていますので、東京電力以外の者に対しては、賠償請求をすることはできません。

Q 原発事故の損害賠償請求権には請求期限はありますか？

A 原賠法には、請求の期限に関する規定はありませんが、原賠法は民法の不法行為の特別法と理解されているため、一般原則である民法の消滅時効に関する規定に従って請求期限が制限されることになりそうです。

民法724条

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

原発事故に関しては、事件の加害者は東京電力であることが明らかですので、損害を知ったときから3年以内に東京電力に対して請求しないと時効により請求権が消滅してしまいます。従ってそれ以降に請求した場合には、東京電力が消滅時効を援用すれば、賠償金の支払いを受けられなくなる可能性があります。ただし、不法行為の加害者による時効の援用が権利の濫用として許されないと判断された裁判例もありますので、絶対に請求できないかというと不透明な部分もあります。

なお、避難生活を余儀なくされたことによる精神的慰謝料や、避難により仕事ができな

くなってしまった間の休業補償など、日々発生し続ける損害については、それぞれの損害が発生したときから3年の経過で時効により請求権が消滅することになります。

Q 損害を知るとは？

A 民法724条で定める「損害を知る」とは、必ずしも損害の程度や損害額までを知る必要はなく、損害の発生した事実のみを知るだけで足りるとされています。今回の事故においては、原発事故によって自らに損害が発生したという事実のみを知るだけで足りますので、事故発生時が消滅時効の起算点となるものと思われます。

Q 将来、原発事故を原因とした症状が発生した場合でも、賠償は認められるのですか？

A 原発事故により大量に放射線を浴びたために、後日、健康被害が生じた場合にも、事故との因果関係が認められさえすれば損害賠償の対象となります。このように、長期間が経過しないと症状が発生しない場合では、発症するまでは損害の発生を知ることはできませんので、発症時から時効期間が開始することになります。

事故発生から20年以内に発症した健康被害については、発症から3年以内に請求すれば、問題なく賠償を受けられます。

一方、事故発生から20年を経過してから発症した場合、民法で定める「二十年」が除斥期間（じょせききかん）と理解されているため新たな問題が発生してしまいます。学説においては、除斥期間の起算点について、①加害行為時説（今回の事故では原発事故発生時）、②損害発生時説（同、発症時）が争われ、現行法においては①の加害行為説が取られているようです。従って、事故発生後21年以降に発生した症状については、賠償を受けられない可能性もあります。しかし、最近の最高裁判例では、加害行為が終了してから相当の期間が経過してから損害が発生した場合には、損害の発生したときから時効が進行するとしたものもあり、あきらめずに請求することで、賠償が認められる場合もあると思われます。

Q 消滅時効を中断させるために請求権行使するにはどのようにしたらいいのでしょうか？

A 消滅時効を中断させる「請求」（民法147条1号）とは、裁判上の請求、支払督促の申立、調停の申立など裁判所が関与する手続をする必要があります。単に東京電力に対し請求書を送っただけでは、「催告」としての効果しかなく、その場合には6か月以内に裁判上の請求などの手続をしないと時効中断の効果がありません（民法153条）。

民法147条

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

それでは、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介（ADR）の申立をした場合は時効の中止事由となるのでしょうか。残念ながら、現時点では、時効中止の効力が保障されておりませんので、単なる催告と同様の効果しか望めません。時効期間が迫っている場合には、ADRを利用することなく、いきなり裁判上の請求をした方がいいかと思われます。

Q 損害の一部について東京電力に請求し、すでに支払を受けているのですが、残る損害の請求権はどうなってしまうのでしょうか？

A 東京電力が一部損害について支払をしている場合、民法147条の「承認」に当たりますので、「一部請求」と明示していない場合には、予見可能である限り時効の中止効が債権全部に及ぶため、残りの損害についても消滅時効は中止するのが原則です。その場合、承認の時点からさらに3年間、時効期間が延長されます。

ただし、既に支払われた損害の請求時に、一部請求であることを明示した場合には、残りの請求権については消滅時効が成立するとの判例もあり、注意が必要です。つまり、一部請求であることを明示した場合には、残る債権についてもADRなどで争う旨の意思表示をするなどをしておいた場合には、裁判上の「催告」として暫定的な時効中止効を認めるもの、そうでない場合には、残る損害は3年の時効期間経過によって消滅してしまう可能性があるのです。

また、同じ原発事故による損害だとしても、精神的慰謝料や休業損害などの人的損害賠償と、不動産価格の下落による物的損害賠償は別の請求権だと判断される可能性もあり、その場合には、請求していない請求権について時効消滅してしまうことも考えられます。

まとめ

今回の特集においては、過去の公害訴訟などの最高裁判例や学説などをもとに、原発事故による損害賠償請求権の消滅時効について検討してきた。しかし、原発事故は国内で初めての経験であり、過去の判例等はあくまでも参考でしかなく、政府や東京電力の賠償方針が最終的に確定していない以上、現時点では不確定な要素が大きい。

結論からすると、被災者はできるだけ早期に東京電力に対して損害賠償請求をすべきだということだ。すべての損害額が出そろうまで待つ必要はなく、損害がすべて確定していない場合であっても、わかっている範囲内で請求をしておきさえすれば、損害全体について消滅時効が中止させることができる。例え「一部請求」と明示した場合でも、残る損害についても後日請求する意思表示をすることが大切である。

20年の除斥期間については、今後、放射能による健康被害が実際に発生するのか先行きが見えないだけに深刻な問題となる可能性がある。政府に対し、除斥期間を延長する規定の制定を求めていくことが急がれる。また、ADR申立に時効中止効を与えるなど、救済制度の改善が求められる点も多く、実体に即して制度を柔軟に見直していく必要があるだろう。

あと1年半ほどで原発事故発生から3年を経過する。被災者は、司法書士や弁護士などの手を借りながら、あきらめることなく早めに東京電力に損害を請求してもらいたい。

(いたくらまこと・すとうゆうすけ)

高崎市で県内避難者の集いが開かれる

・・・孤立する避難者のために何が出来るのか・・・

群馬司法書士新聞震災対策特別号第13号で「群馬県内に避難されている方々の相談会を開催」と題して高崎市の「NPO法人じゅんけんぽん」を会場とした相談会の模様を伝えた。今回はその第2弾として、7月10日(火)高崎市役所に会場を移し「皆で集まってお話ししましょう!」と題した「集い」が開催された。これに先立ち、7月6日(金)関係支援団体が集まり今後の活動について話しあった。群馬県内に避難されている方々のほとんどは借り上げ住宅に住んでいて、どこに誰が住んでいるかもわからない。そんな異郷の地で深まる孤独感、孤立していく怖さにさいなまれる日々。我々に出来ることは何か?話し合いの中で、避難されている方々同士が、あるいは我々支援団体と連絡を取るために、お互いを繋ぐ電話帳を作ろうという提案があった。今まで考えていたことだったが、個人情報を前に遅々として進まなかつた。しかし、相談会や集いに集まる方々の同意があれば問題ないと判断。最初は数人かもしれないが、相談会、集いを継続させていく中で広げてゆけば大きなコミュニティの再構築に繋がると期待が出来る。電話帳は「心をつなぐ電話帳」と名付けられた。同時に、群馬県内の避難者を支援する各種団体が構成する「ぐんま暮らし応援会」が設立され「NPO法人じゅんけんぽん」内に事務局が置かれた。

7月10日(火)高崎市役所本庁舎の会議室に集まった避難者は御夫婦、親子、個人の6名。



この日は福島への一時帰宅の日と重なり、4家族の方々が参加できなかった。

「集い」は同席した支援団体、参加者の自己紹介から始まった。今回の「集い」で特筆すべきは、支援団体の多様さと行政(高崎市)の積極的支援である。「NPO法人じゅんけんぽん」が避難者の支援を始めた昨夏から大きく歩を進めていることがわかる。

皆さんの話を聞いて見えてくるものは、3月11日から1年4か月を迎える今、福島に戻るべきか、県外に居を構えるべきかの選択に迫られて苦悩する姿だった。参加者の声を拾って見た。

『避難区域を解除しますよと言われても南相馬に戻る気にはなれません。子供がいるのでなおさらその気持ちが強いです。でも、いろいろ考えると高崎にいようとも思いますし、帰らなければとも思います。どうしたらいいか迷っています。』

『これからどこに住もうか考えたとき東京、神奈川、千葉などがありましたが、福島に戻る選択肢はありませんでした。たまたま高崎にいたということもあり高崎に決めましたが、こ

こにいるとその良さが膨れあがってきました。住みやすい地域だと感じています。環境もそうですが、人の優しさ、親切さに感動し、こんなに良いところなんだなと思いました。田舎の執着したものとはまた違う優しさ、さりげない心遣いを感じています。』

『時々一時帰宅ができ、ひどくても眺めてくることができる家があることは幸せなんだと自分に言い聞かせるような毎日を過ごしています。日が過ぎるにつれて、ストレスから逃れられると思ったが、そういうわけではありません。今度自分の家をどこに置こうというまた別の悩みが出てきます。』

『高崎市の人親切にされると、ここで暮らすのでもいいかなと思っています。しかし、故郷は自分の分身そのものであり、だからこそ、一概に決めることが出来ない。こうなったら、どこに住んでも同じかなと自分に言い聞かせなければストレスが膨れあがってします。』



『今まで帰るものだし、帰るべきだと考えて、どうして高崎に来てしまったのだろうという後悔もありました。1年4か月がたち、そんなことに振り回されないで行こうという気持ちにはなってきています。今では高崎を知ることが大切なことだと考えています』

『高齢者が居場所を変えることはすごく不安です。認知症が進むという人もいますが、私自身、年を重ねてきて初めて母の気持ちが分かるようになってきました。高齢になればなるほど、故郷を離れることがつらくなる。しかも母にはその決断ができないわけです。』

原発事故が発生した時の誤った情報に振り回され、逃げまどろ人々。避難所の劣悪な環境のなかでの生活。当時の混乱状況が悪夢のごとくよみがえり未だ抜け出しが出来ない日々。そんな中、迫られる決断、あまりにもむごくはないだろうか。なんの罪もない善良な国民がこんな仕打ちをうけるとは。国、東電が聞こうとしている声は違うのではないか。避難者に顔を向け避難者の声を真摯に聞けと言いたい。

参加者の一人が次のように語った。

『福島の中で、避難してきた中での経験を通して考えると、今、国会で審議されている内容は全く現実とかけ離れている。』

当日、参加された支援団体を以下に紹介する。

高崎市社会福祉協議会・群馬司法書士会・アームリンク株式会社・NPO法人工エプロンの会・県立女子大学NPO群馬・布ぞうり組・新町サポーター・高崎子供劇場・ボランティアグループ連絡協議会・NPO法人じゃんけんぽん

(しまださだお)

司法書士有志による 「原発事故賠償請求支援司法書士団(仮称)」 が結成される

結成にあたり 7月28日(土)に福島県いわき市で設立総会及び研修会を開催します。総会、研修会の詳細は次号でお伝えいたします。団を利用されるのは原発被害者の方々です、そして団は原発被害者の方々に利用されてこそその存在です。皆様に団を理解していただくためにも、団の動きは新聞を通じて逐一お伝えをしてゆきます。原発被害者の方々の期待に十分応えられるような団にしていかなければなりません。そのためにも、我々司法書士が日頃培ってきた知識、経験を十分生かせるよう日々研鑽を重ねていく覚悟です。なお、群馬司法書士新聞震災対策特別号に司法書士有志による団活動の記事を掲載することについて、新聞発行人岡住貞宏群馬司法書士会会长の承諾を得ていることを付言します。この新聞は被災者・被害者に向けて発行しているものであり、団の動向は読者に届けなければならない重要な情報であると判断しています。(新聞編集人 島田貞夫)

「原発事故賠償請求支援司法書士団（仮称）」 参加の呼びかけと研修会並びに設立総会のお知らせ

全国の有志司法書士の皆様

呼びかけ人代表

安崎 義清 (兵庫県会)

宮前 有光 (群馬会)

「支援司法書士団」参加の呼びかけ

東日本大震災の発生後、多くの司法書士が行なってきた支援活動に対して、深い敬意を表します。呼びかけ人代表が所属する兵庫県会及び群馬会の司法書士は、今まで、福島県の被災者に対する支援を会の活動として行なってまいりました。原発事故の発生から1年4ヶ月が経過した今日、私たちは被災者との交流を通じて、原発事故によって避難を余儀なくされた人々の切実な課題が、東京電力に対する損害賠償をどのように行うかであることを痛感しております。

司法書士は、簡裁代理及び本人訴訟の支援を通じて、国民の権利を保護することをその使命としております。司法書士が、原発事故被害者が行う損害賠償請求を支援することは、司法書士に課せられた使命の実現にはかなりません。

私たちはこの使命を強く自覚し、原発事故被害者に対する個別的かつ具体的な支援を、法律家である司法書士が行う「プロボノ活動（＊注1）」として行うべきであると考えております。

私たちは、このような考え方を共有する多くの有志司法書士の参加を得た上で、表記「支援司法書士団」を組成し、被害者に対する効果的な支援を、組織的かつ継続的に行う必要があると考えました。そこで貴職に是非とも「支援司法書士団」に参加いただきたく、呼びかけるを行うことにいたしました。

「支援司法書士団」の原則及び「支援司法書士団」活動を支えるための「基金」に関する現時点の考え方を以下に示します。「司法書士団」結成の意義と方針をご理解いただき、是非ともご参加くださいますよう、お願い申し上げる次第です。

*注1 「（プロボノ（Pro bono）」は、各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般と定義されています。

.....

「原発事故賠償請求支援司法書士団（仮称）」5原則

私たちは有志による司法書士団を結成し、東電福島第1原発事故の被害者のうち、仮設住宅・みなしふ設住宅等に避難している人々（以下、「被害者」）が、東京電力を相手として行う、福島第1原発事故に起因する損害賠償請求を支援する。私たちが行う支援活動は、以下の5原則に基づいて行うこととする。

- 1 私たちは、東電に対する損害賠償請求を行おうとする被害者に対し、司法書士として有する知識・能力・経験を活用して、個別的かつ具体的な支援を行う。
- 2 私たちの支援活動は無償のプロボノ活動として行うものとする。なお、法テラスによる援助が可能となる場合には、依頼者の負担にならぬよう配慮しつつ、同援助を積極的に活用する。
- 3 私たちの支援活動は、被害者の個別的な事情に十分に配慮し、その意向に添いつつ、最善の解決を目指して行うものとする。
- 4 私たちは、被害者の同意のもと、効果的な支援活動を行うための知識・経験の共有を図る。
- 5 私たちの活動に必要となる経費（実費及び事務費）は、篤志司法書士等の寄付等によって設置する「原発事故請求司法書士基金（仮称）」から支弁する。

「原発事故請求司法書士基金（仮称）」規定

1 目的

この基金は、「原発事故賠償請求支援司法書士団」所属の司法書士による支援活動に必要な経費（実費及び事務費）を支弁するため設置する。

2 寄付の受入

この基金は、「原発事故賠償請求支援司法書士団」の活動に賛同する篤志司法書士等からの寄付を受け入れる。

3 支弁

「原発事故賠償請求支援司法書士団」所属司法書士は、支援活動に要した実費の支弁を基金に請求できる。団の事務担当者は、事務費の支弁を基金に請求する。

4 管理者

基金の管理を行うため、基金設置時に複数名の管理者を置くものとする。

◎「支援司法書士団」第1回研修会並びに設立総会のお知らせ

「支援司法書士団」の活動を行う上で必要となる基礎的な知識についての研修を行なった後に、設立総会を開催いたします。

日 時 平成24年7月28日(土) 午後1時から午後5時まで(正午から受付開始)

会 場 いわき市労働福祉会館 (JRいわき駅から徒歩15分)

所 在 地 〒970-8026 福島県いわき市平字堂ノ前22

電話番号 0246-24-2511

日程1 研修会 午後1時から午後4時

- (1) 被害者の実情
- (2) 被害者との対話の作法
- (3) 原発事故損害賠償請求の実際
- (4) 事情聴取と起案の技法

日程2 設立総会 午後4時から午後5時

- (1) 司法書士団の組織構成及び活動原則等の決定

- (2) 基金の組織構成及び支給基準等の決定
- (3) 司法書士団設立の声明採択

◎ 仮設住宅巡回相談 7月29日(日)

司法書士団の活動には、被害者がどんな生活をしているのか、実際に見聞することがきわめて重要です。そこで、29日日曜日に、仮設住宅巡回相談を企画しております。巡回する仮設住宅団地はいわき市内にあり、群馬司法書士会の巡回相談と同行する形で実施します。時間が許す限り、ご参加くださいますようお願いいたします。

* 次号の特集予告 *

都合により、先号で予告した「被災者支援ホットライン相談事例」は号を改めまして特集いたします。今号は「原発損害賠償請求（その2）と賠償請求の時効問題」を特集いたします。予告に変更があり大変申し訳ございませんでした。

次号では

『いわき市仮設住宅訪問（その2） と原発事故賠償請求 支援司法書士団の動き』

を特集いたします。